

EU の特異性と規範の進化

白井陽一郎

概要

本稿の目的は、EU の特異性に対して一つの研究方針を立てることにある。この特異性は、列柱構造化により国家的包括性を帯びる EU の機能的拡張が、「非」国家的構造に支えられている事態に見出される。国民国家モデルに即して EU を把握する以上、これは、EU の存在自体の正統性が未成熟な社会契約と中途半端な国家同意に拠ることを意味し、民主的欠陥の源泉として見ざるをえない。特異性が孕むこの問題性は、連邦国家形成過程で克服される過渡期的現象としても、国家連合への修正により治癒さるべき病理としても捉えられない。ポスト・ナショナルな政体形成の胎動を探ることが要請される。こうした方針を立てる場合、国民国家モデルに拠らずに EU を特徴づける概念枠組みが求められる。本稿はその一試論として、規範進化のアリーナとしての EU の実績を重視し、その脱国民国家モデル的理解を進めるべく、社会構成主義の立場から、規範進化の現象をディスコースの交換・集積に還元する概念枠組みを提示する。

キーワード

EU の特異性、欧州政体、正統性、社会構成主義、ディスコース

はじめに

すでに EU の形成以前から、欧州統合は連邦国家でもなく国際機関でもない特異 (*sui generis*) な政体をもたらしつつあるという議論はあった¹⁾。しかし飛躍的な発展を経た現段階で、この特異性はその問題性を増幅させている。EU の国家のような側面と国家に

1) たとえば以下を参照。E. B. Haas, 'Turbulent Fields and the Theory of Regional Integration' (1976) 30 *International Organization* 173; P. Pescatore, 'International Law and Community Law: A Comparative Analysis' (1970) 7 *Common Market Law Review* 167; J. Shaw, 'European Union Legal Studies in Crisis? Towards a New Dynamic' (1996) 16 *Oxford Journal of Legal Studies* 231.

なりきれない現実との相剋として、それはいまや EU 研究の主要論点の一つである²⁾。民主主義の赤字 (democratic deficit) という語に象徴される EU の深刻な正統性問題³⁾の根本には、国家性と非国家性の同時存在というこの矛盾を見出せる。

この矛盾は、EU の国民国家モデルからのズレでもある。EU はそれ自身の法の制定・施行・適用・解釈を正統化する論理として、EU 市民の間の社会契約という憲法モデルに依拠できず、加盟国の国民主権に基づく国家同意という国際法モデルに——中途半端に——依存しながら、しかしあたかも一つの国家であるかのようにその行動領域を拡大・深化させている。正統性問題をもたらすこうした相剋は、やがては克服される過渡期の現象だろうか。それとも、ポスト・ナショナルな政体の形成につながる積極的なものをそこに読み取れるだろうか。

本稿は、発展途上の欧州政体に見られる特異性に対してひとつの研究方向を示す。まず I で、国家のような側面とそうなり切れない現実との相剋として EU の現段階を把握する。次に II で、国際システムからの差異化が同時に国家性の獲得を意味せず、国民国家モデルに準拠して EU を理解するかぎり、その特異性は (国民国家的) 民主主義の欠陥として描写されざるをえないことを指摘する。以上の議論をもとに、国民国家モデルをいったん相対化する理解の枠組みを求めて、EU を規範進化のアリーナとして捉える観点を III で提示する。最後に IV で、このアリーナの動態を理解するため、社会構成主義に立脚した概念枠組みを示唆する。それは、規範進化の媒体となる制度実行をディスコースの交換に還元して記述する枠組みである。これにより、権力の垂直的組織化——執行権の政府的組織化・立法権の議会的組織化・司法権の裁判所的組織化——の進展・停滞を準拠枠組みとして地域統合を理解する国民国家モデルを、いったん相対化する研究方向が検討される。

I. EU の現段階

80 年代後半以降 EU は飛躍的な発展を遂げた。一つの市場・一つの通貨を実現し、ヒト・モノ・カネ・サービスの移動を規制するルールの八割が加盟国ではなく EU の枠組

2) 'sui generis' をキーワードとした研究は、90 年代以降とくに EU 統治研究の文脈で盛んになった。詳細は拙稿「EU 研究における統治 (Governance) 論の射程」『新潟国際情報大学情報文化学部紀要』第 5 号、2002 年参照。

3) 正統性問題に対応しようとした欧州委員会の統治白書 (*European Governance: A White Paper*, COM (2001) 428) は、欧州市民社会の生成に期待して、EU とのつながりを強化しようとする興味深い提案を行っている。しかし現行条約の枠組み内での提案という権限上の限界ゆえ、この問題の根幹に関わる議論は避けられている。

みを通じて設定されるようになり⁴⁾、900億ユーロという中進国規模の予算を手にし、国際社会の様々な場面でEUとしての一体性が広く認知されるようになった。単一の軍事力を整備するという構想も、欧州政治協力から共通外交安全保障政策(CSFP)への発展によっていまやまったくの夢物語ではない。警察力の結集も、欧州警察機構(ユーロ・ポール)と欧州検察機構(ユーロ・ジャスト)の設置により、すでに目に見える形をとりはじめた。また、基本条約や派生法、欧州司法裁判所の判例を通じて断片的に蓄積されてきた加盟国市民のさまざまな権利が、EU基本権憲章という形で結晶した⁵⁾。これを土台に欧州憲法を制定するかどうかは、21世紀最初の最も重要な政治アジェンダである。同憲章は、政府間会議(IGC)と異なるコンベンション方式で採択された。前者が政府代表者間による秘密裏の交渉、すなわち通常的外交交渉の体裁を取るのに対して、後者は欧州議会ならびに加盟国議会の代表も加えた(少なくとも建前上は)公開の討議の場である。02年2月には将来のEU像を構想するための会議が、やはりコンベンション方式によってはじまった。EU基本権憲章を作成し、EUの将来像を構想するこれらコンベンションは、あたかも欧州の憲法制定権力を組織しているかのようである。

しかしこうした連邦国家への進展の一方で、過去最大の加盟国拡大が現在進行中である。中・東欧諸国との欧州再結合である。73年のイギリス・アイルランド・デンマーク、81年のギリシャ、86年のスペイン・ポルトガルそして95年のオーストリア・スウェーデン・フィンランドと、統合の拡大はいままで徐々に進められてきた。しかし今回加盟候補国の数という点でも、また候補国と現加盟国との経済格差という点でも、今までとは比較にならないほどの困難にEUは直面している⁶⁾。ナチスやスターリンの時代に生じた諸民族間の強制移住そして殺し合いの応酬は、複雑に入り組んだ悲劇の民族模様を生みだした。ソ連崩壊後にも当然それはくすぶり続け、経済的に疲弊した中・東欧地域の不安定さを政治的に増幅させている。旧ユーゴの悲劇はその顕在化であり、中東欧諸国の明日の姿かもしれない。こうした状況において、EU拡大の長期にわたる延期は、この地域を分

4) これは Hix の指摘による。S. Hix, *The Political System of the European Union* (Macmillan, 1999), p.3 を参照。

5) 基本権憲章を採択したコンベンションの理事会(Praesidium)による同憲章への注釈が、そのままに結晶であることを如実に物語っている。Praesidium, *Draft Charter of Fundamental Rights of the European Union: Text of the explanations relating to the complete text of the Charter as set out in CHARTE 4487/00 CONVENT 50, CHARTE 4473/00.*

6) 01年ラーケン・サミットの議長総括での見通しによると、現在の交渉と改革のペースが続けば、サイプラス、エストニア、ハンガリー、ラトヴィア、リトアニア、マルタ、ポーランド、スロヴァキア、チェコ、スロヴェニアの10カ国が、04年の欧州議会選挙に参加できるという。ブルガリアとルーマニアには、いっそうの努力が促されている。以上12候補国の加盟時期がどうであろうとも、EUはやがては4億8000万人もの「市民」を擁することになるのである。しかも、トルコという難題もひかえている。Presidency Conclusions, European Council Meeting in Laeken, 14 and 15 December 2001, SN 300/1/01 REV 1, point 7-12 参照。

断の方向に反転させ、ひいては欧州全体の不安定化につながりかねない。拡大はもはや後戻りできない。

しかし他方で全候補国が加盟を実現した場合——総人口4億8000万人！——連邦国家としての安定性を実現するほどの凝集性や均質性は望むべくもない。すでに現加盟国の間においてさえ、全体の共同歩調に例外が認められ、一部加盟国に部分的なオプト・アウトが許されてきた(92-97年の社会政策、経済通貨同盟(EMU)、04年までのシェンゲン協定など)。柔軟性(flexibility)あるいは分化的統合(differentiation)などと呼ばれるもので、一種の統合戦略ではあるが、妥協でもある。その歯止めの導入(EU条約43条・EC条約11条)⁷⁾は、逆説的に、加盟国間分断のおそれを物語っている。先発国と後発国に分ける多段階方式(multi-speed)によって時間的に分化し、共同行動の種類に応じてその都度中核国と周辺国との組み合わせが変わる可変翼方式(variable geometry)によって空間的に分化し、加盟国それぞれが共同行動を自由選択するメニュー方式(à la carte)によって事項ごとに分化していくという仕方⁸⁾で、EUは際限なく分断・複雑化していく危険性を抱えている。この危険性は、当然、統合の拡大に比例して高くなっていく。そうしてこの拡大と反比例して、欧州市民間の一体性意識は当然低下していく。欧州的一体性意識は、国民的一体性意識に比してまだまだ抽象的である。EUのさけることのできない拡大は、まさにこの抽象度を高め、一体性意識の国家的具体性をますます不可能にする。

このように、EUの現段階にはあたかも国家のような側面とけっしてそうなりきれない現実との相剋を見出せる。そこで次に、この相剋が列柱構造化により誕生したEUの制度面にどのように現れているかを確認し、発展途上の欧州政体における特異性に対してひとつの問いを設定する。

II. 機能の国家性と構造の非国家性

EUを三本柱構造として捉える方法は、条約上の根拠もなく批判もある⁹⁾。しかし生成

7) 柔軟性条項を利用した共同行動への歯止めとは、EUの目的や利益を促進し、EU条約やEC条約といった基本条約の原則あるいはEUの既得権限(acquis communautaire)に抵触せず、参加しない加盟国の利益を損なわず、可能になれば後からでもそれら加盟国の参加を認める、というものである。このような条件が満たされれば、「自らの間により一層緊密な協調を確立しようと意図する加盟国は、本条約ならびにEC設立条約が設定した制度、手続き、機構を利用することができる」(EU条約43条1項)のである。この条項は2001年に調印されたニース条約によって整備され、名称もより高次の協調(enhanced cooperation)に変更された。

8) 分化的統合については、C.-D. Ehlermann, 'Increased Differentiation or Stronger Uniformity' (1995) *EUI Working Paper RSC No.95/21* を参照。

9) J. Shaw, *Law of the European Union*, Third Edition (Palgrave, 2000), pp.168-9. Cf., L. Gormley, 'Reflections on the Architecture of the European Union after the Treaty of Amsterdam', in D. O'Keefe

途上の欧州政体の特徴、とくにその特異性が明確になるという利点はある。EU は第一の柱で通貨をはじめとする経済社会政策全般に関与し (EC 条約 3 条 1 項)、第二の柱で軍事・外交の一本化を試み (EU 条約 11 条)、第三の柱で警察力の結集につとめている (EU 条約 29 条)。したがって少なくとも機能に関して、EU はすでに国家のような包括性を整えはじめている。石炭・鉄鋼部門からはじまった欧州統合は、その後共同行動領域を増大させ、その射程はいまや国家的包括性の域に達した。しかし、こうした国家的機能の遂行を支える無数の制度の集積がどのように構造化されているかを見ると、すでに国家性を獲得しているとはいえない。

もちろん、EU は第一の柱のいわゆる共同体方式¹⁰⁾により、国際システムとは明確に一線を画すべき統治様式をすでに創り上げた。EU 市民に直接権利と義務を与える派生法が日々創造され、欧州司法裁判所と加盟国内司法裁判所の連携による卓越した司法救済制度がそこに存在する。またたとえ第二、第三の柱に政府間協力主義的色彩が色濃く見られるにしても、三本柱構造全体としてみた場合、共同行動領域の国家的包括性は、国際システムの個別授權原則 (Das Prinzip der beschränkten Einzelermächtigung)¹¹⁾を事実上超えている。さらに加えて、EU 全体にかかわる基本原則が基本条約に規定されている¹²⁾。EU 条約 1 条・EC 条約 5 条 (補完性原則と手段相応原則)、EU 条約 3 条 (単一制度枠組みと EU の既得権限 (*acquis communautaire*))、EU 条約 6 条 (民主主義や法の支配といった加盟国共通の原則、加盟国憲法の伝統や欧州人権条約に則した基本的人権の保障、国民的一体性の保持)、EU 条約 11 条 2 項・EC 条約 10 条 (協調原則)、EU 条約 43 条・EC 条約 11 条 (柔軟性への歯止めとして強調される協調原則と単一制度枠組み)、EC 条約 17 条 (EU 市民) などである。中でも協調原則が重要である。これにより、国際システムに見られる相互主義は、卓越した司法審査システムをもつ第一の柱のみならず、政府間協力主義的色彩の強い第二、第三の柱においても、規範的に克服されている。加盟国は他の加盟国の条約義務不履行をもって、自らの不履行の正当な理由とすることはできない。また、EU の既得権限 (*acquis communautaire*) との整合性がない国際協定は結ぶことができない。しかも、国際協定を締結できるのは法人格が明示されている第一の柱の EC (EC 条約 300 条: 国際協定の締結、EC 条約 281 条: 法人格) だけではない。第二の柱の CFSP の枠組みの中で

and P. Twomey (eds), *Legal Issues of the Amsterdam Treaty* (Hart Publishing, 1999).

10) European Governance, *ibid.*, p.8.

11) マーストリヒト判決においてドイツ連邦憲法裁判所は、基本法秩序における EU への権限委譲の正統性を、個別授權の原則という観点から問題視した。BVerfGE 89, 155(159)-Maastricht, http://www.uni-wuerzburg.de/glaw/bv_089155.html参照。

12) これについては、J. Shaw, *ibid.*, pp. 165-207 および A. von Bogdandy, 'The Legal Case for Unity: The European Union as a Single Organization with a Single Legal System' (1999) 36 *Common Market Law Review* 887 を参照。

さえ、EU 理事会に国際協定締結権が与えられた (EU 条約 24 条)。加盟国の主権国家としての条約締結権は、事実上形骸化している。こうして、EU は全体として、基本原則における内的統一性と国際社会に対する外的一体性の双方を整備しはじめている。

にもかかわらず、EU がすでに国家性を獲得しているとはいえない。たしかに、EU は上述の多くの点で国際システムの性格を脱してはいる。しかし、そのような国際システムとの明確な差異化が、同時に、国家性の獲得を意味するわけではない。すなわち、欧州司法裁判所が憲法的な性質を見出す EC 条約においてさえ¹³⁾、いまだ、欧州市民の社会契約に基づく民主的意志形成を通じた正統性の獲得という通常の憲法秩序的な構図を、具体的に制度化できていない。基本条約の定立も改定も、各国民主権を基礎とした国家同意による正統性の調達という国際法秩序的な構図に依存せざるをえない。基本条約からの派生法——EC の規則・指令・決定、CFSP の共通の立場、共同行動、共通戦略、決定、PJCC の決定、枠組み決定——には、調印・批准という国家同意手続きを適用しないにもかかわらずである¹⁴⁾。要するに EU の列柱構造化とは、機能の国家的包括性を支える非国家的構造の創造である。そこでは、EU 市民の社会契約に基礎づけられた民主的手続きが未成熟であり、加盟国国民主権に根拠をおく国家同意手続きも中途半端である。ここであらためて注意すべきは、調印・批准という国家同意手続きを基本とする国際モデルは、社会契約の構図を基本とする国家モデルの論理的帰結であるという点である。この意味において、EU の列柱構造化とはまさに、「非」国家的構造の創造である。EU における民主主義の欠陥の源泉は、国家的包括性をもつ機能の非国家的構造による遂行というこの事態に見いだせる。すでに EC 時代から指摘されてきた特異な性質¹⁵⁾は、このような形で、いまや EU の根本問題を引き起こしている。

こうした事態に対して、次のような問いを立てられよう。EU の特異性は、欧州連邦国家形成の過渡期にある異常な状態として、やがては克服されるべきものだろうか——第二、第三の柱の事項の漸進的共同体化 (communitarisation) を通じた欧州連邦国家の形成——、あるいは通常の状態へと修正することで正されるべきだろうか——第一の柱も、第二、第三の柱のような、EU 理事会・欧州理事会主導の運営に変更——。それとも、この特異性は、ポスト・ナショナルな政体の形成という点で積極的に評価すべき面を持ち合わせているだろうか。換言すれば、EU という形で生成してきた欧州政体の、国家モデル・国際モデル双方からのズレ——つまり機能の国家的性と構造の非国家的性という

13) たとえば Case 294/83, *Parti Ecologiste 'Les Verts' v. European Parliament* [1986] ECR 1339, para. 23 参照。

14) ただし PJCC の協定 (convention : EU 条約 34 条 2 項 (d)) は例外である。

15) 注 2 参照。

矛盾——は、克服されるべき欠陥なのか、それともそこに何らかの積極的な意味を見出せるだろうか¹⁶⁾。

EU の現状に対するこのような問いに、積極的な意味ありとの肯定的解答を出す場合、国民国家モデルの規範理論を準拠枠組みとした欧州政体の評価という思考法は、反省されねばならない。つまり、国民国家の観念を前提とせず、欧州政体の特異性に積極的な意味を見出しつつ、EU レベルでの集合的決定を正統化する規範理論の可能性を探ること、これが重要な研究テーマになる¹⁷⁾。上述の通り、今後の大規模な EU 拡大の予定を見れば、巨大な欧州連邦国家の実現がその巨大さゆえに非現実的であることは一目瞭然である。他方で、EU を通常の状態に後退させることは欧州再結合を危ういものにする。欧州政体を基礎づけるポスト・ナショナルな規範理論の検討は、したがって必須の研究課題である。国民国家モデルにとらわれず、しかし同時に現段階の欧州政体を批判的かつ建設的に評価するための規範理論、これが求められている。

このような研究方向に進んでいく場合、まず問われるべきは、EU の制度実行 (institutional practices) をどう描き出すかである。ある社会的存在の記述とは、いうまでもなく無限の事実のどこに光をあて何を捨てるかの選択である。したがってある社会的存在をいかに記述するかは、その存在の意義をどう評価するかに直結する。上述のように、国民国家モデルとは規範の創造を正統化する論理——社会契約あるいは国家同意——を制度化するためのモデルでもある。このモデルにそくした記述は、それゆえそのモデル自体がよってたつ規範理論にそった評価をとともなう。たとえば、政府的なもの——執行権を行使する組織体——や、議会的なもの——立法権を行使する組織体——が、国民国家モデルで想定される形態に近づくように制度化されてきたかどうかを統合進展の指標として EU の制度実行を記述するかぎり¹⁸⁾、(機能の国家性と構造の非国家性の同時存在という) EU の特異性は未成熟な社会契約と中途半端な国家同意として理解され、どこまでも深刻な正統性問題の源泉であり続ける。

16) たとえば Jachtenfuchs は、国民国家内の「通常の」議会制民主主義でもって EU における民主主義の欠陥を評価することは無意味だと指摘して、単に国家の上にある統治 (Governance above the State) ではなく、新たな規範理論を要請する国家を超えた統治 (Governance beyond the State) の可能性を問うべきだと主張する。彼の以下の論文を参照。M. Jachtenfuchs, 'Democracy and Governance in the European Union' (1997) *European Integration online Papers* (EIoP) Vol.1 (1997), http://eiop.or.at/eiop/texte/1997-002_a.htm; *idem*, 'Theoretical Perspectives on European Governance' (1995) 1 *European Law Journal* 115. また彼に代表される新統治研究 (new governance approaches) について、拙稿「EU 研究における統治論の射程」前掲を参照。本稿の議論は、こうした新統治研究に強く触発されている。

17) こうした方向性をもつ理論志向の優れた EU 研究の一例として、M. Jachtenfuchs, 'Theoretical Perspectives on European Governance', *ibid.* をとくにあげておきたい。

18) たとえば新機能主義や政府間主義といった、地域統合現象への伝統的な国際関係論的接近法には、そのような発想を見受けられる。拙稿「EU の政治システムをめぐる問題状況」『新潟国際情報大学情報文化学部紀要』第2号, 1993年3月, 63頁参照。

それゆえ、できるかぎり国民国家モデルの手垢を拭った形で EU を記述すること、これが、ポスト・ナショナルな政体の胎動を EU に見出すために必要となる。それは強いといえば、規範創造の国民国家モデルをひとつの特殊ケースとして相対化して EU を特徴づける概念枠組みの構築を意味する。換言すれば、国家的な制度枠組みでも国際機関的な制度枠組みでも、さらには公共財供給を目指すがしかし国家的色彩をもたない集団においても、適用可能な概念枠組みを見出すことである。

そのような記述の概念枠組みは、EU の制度実行のどのような側面を照らし出すべきだろうか。以下この点で参考になる興味深い観点を三つ提示していく。

III. 規範進化のアリーナ

1. 法の多元主義

第一に法の多元主義¹⁹⁾である。これは、法の創造、施行、適用・解釈が EU レベルを頂点に完全に垂直的に編成されていない事態に、かえって積極的な意味を見出す。加盟国法秩序、EU 法秩序、国際法秩序が水平的に共存しつつそれぞれ独自の発展を遂げ、動態的にかつ調和的に発展していく可能性が、そこで問われる。このような多元主義を、Maduro は音楽の和音の比喩で表現する²⁰⁾。各レベルの法秩序がそれぞれ独自の音を出しながら、全体として美しく調和した和音を奏でる様相、これが法の多元主義の理想的な状態である。この接近法をとる場合、具体的には次のような点が研究課題となる。そこでは、各次元の司法における法ディスクコースを孤立させず調和的に展開させ、たとえ不協和音が生じてしまっても²¹⁾、それを契機にかえってさらなる規範ディスクコースが喚起され、ある規範に関する共通認識が各次元で深化していくような、そのような法のコミュニケーションに光が当てられる。EC 条約 234 条手続き（先決的判決制度）を通じた加盟国裁判所と欧州司法裁判所との法のコミュニケーションは、このような文脈でその意義を評価で

19) たとえば、以下の文献を参照。N. MacCormick, 'Beyond the Sovereign State' (1993) 56 *Modern Law Review* 1; M. P. Maduro, 'Europe and the Constitution: What if this is As Good As It Gets?' (2000) *Constitutionalism Web-Papers* (ConWEB), No. 5/2000 <http://les1.man.ac.uk/conweb/>; Z. Bankowski and A. Scott (eds), *The European Union and its Order: The Legal Theory of European Integration* (Blackwell, 2000).

20) Maduro, *ibid.*

21) この点に関して、Kilpatrick のきびしい EU 法研究批判を参照せよ。C. Kilpatrick, 'Community or Communities of Courts in European Integration?: Sex Equality Dialogues Between UK Courts and the ECJ' (1998) 4 *European Law Journal* 121.

きるだろう。

2. 過程志向の規範研究

また第二にこれに関連して、法秩序の「形」ではなく「過程」を重視し、法の手続き的側面に焦点をあてた研究方針が参考になる²²⁾。それは目的論的思考法、すなわち、統合の最終形態をあらかじめ構想してそれを参照しつつ現段階の政体を評価するという方法を拒否する。統治を支える法秩序の形に関しては、オープン・エンドにしておく。つまり、EU が主権国家的憲法秩序を創り出そうとしているのか、それとも国際法秩序の枠内にとどまり続けるのかは問わない。認識における第一次的接近の照準はむしろ、発展途上の欧州政体における規範進化過程の動態にすえる。この方針から、EU 各機関の間、EU レベルと加盟国レベル、形成途上の欧州市民社会と EU レベルとの間の法のコミュニケーションが、いかに制度化され法的に義務づけられてきたかを問題にする。この観点からは、司法における法のコミュニケーションを制度化した上述の 234 条手続きに加え、立法過程や執行過程で政策分野横断的に勘案される補完性原則 (EC 条約 5 条)²³⁾ や環境統合原則 (EC 条約 6 条)²⁴⁾ なども注目すべき対象になる。これらは実体的基準のあいまいさゆえにしばしば批判の対象となってきた²⁵⁾。しかし上述の観点に立てば、EU 法の立法・執行双方の過程の手続きを方向づける規範として、重要な研究主題となる。

補完性原則は、アムステルダム条約付属の議定書により、EU 機関の説明責任とリフレクションの過程として制度化された²⁶⁾。まず欧州委員会は法案提出の際に、補完性原則にそくして妥当性を説明するため文書を提出し、同原則の適用状況に関する年報も作成する。欧州理事会はこの年報を考慮に入れて、EU の進捗状況に関する報告書を欧州議会に提出する。また EU 理事会と欧州議会は、欧州委員会の提案を審議する際、補完性原則との整合性をチェックする。EU 理事会が提案の審議過程で欧州議会に共通の立場を

22) Shaw の以下の研究を参照。J. Shaw, 'Postnational constitutionalism in the European Union' (1999) 6 *Journal of European Public Policy* 579; *idem*, 'Process and Constitutional Discourse in the European Union' (1999) 27 *Journal of Law and Society* 4.

23) 「排他的権限を持たない分野において、共同体は補完性原則に拠り、以下の場合に限って行動する。提案された行動の目的が加盟国によって十分な成果が得られず、共同体が行動した方が規模あるいは効果に関してよりよく達成されうる場合が、それである。」

24) 「共同体が第 3 条の政策や行動を定義し施行する際、とくに持続可能な発展を促進するため、環境保護の要求がそれらに統合されていなければならない。」

25) 補完性原則は G. de Búrca, 'Reappraising Subsidiarity's Significance After Amsterdam' (1999) *Harvard Jean Monnet Working Paper* 7/99 <http://www.jeanmonnetprogram.org/papers/99/990701.html> を参照。環境統合の原則は D. Grimeaud, 'The Integration of Environmental Concerns into EC Policies: A Genuine Policy Development?' (2000) 9 *European Environmental Law Review* 207 を参照。

26) Protocol No.30 on the application of the principles of subsidiarity and Proportionality 参照。

送付する際、補完性原則との整合性に関する判断が要求される場合がある。EU はこのような形で、補完性への配慮に関する説明責任を二重、三重にチェックし、日常的な活動の中で補完性が自ずから具体化してくるような制度化を図った。

環境統合原則も、EU 立法過程を方向づける手続き的規範として注目すべきである。この原則により、法案提出の前段階で欧州委員会内部の各総局 (DG) に環境への配慮に関する説明責任が義務づけられた。また 98 年以來のいわゆるカーディフ・プロセス²⁷⁾を通じて、欧州理事会は、農業、運輸、エネルギー、開発、域内市場、産業、漁業、経済財政、総務 (General Affair) の各 EU 理事会に、環境への配慮を盛り込んだ行動計画の策定を要請し²⁸⁾、加盟国に環境統合へのそれぞれの取り組みを促し、欧州委員会に総合的なリフレクションのレポートを指示した²⁹⁾。ここに、欧州理事会、EU 理事会、欧州委員会との定期的な環境規範コミュニケーションが、事実上、制度化されるにいたった。

以上に例示される手続き的規範に着目するとき、それがどのような実体的価値を実際に生み出していくか、またその過程はいかなるものかが問題となる。どのような実体的価値がすでに EU レベルで提示されてきたかだけでなく、いかなる手続きが制度化されてきたか、その制度化の根拠となる手続き的規範はさらにどのような実体的価値を生み出していくかが主要論点になる。手続きをたんなる手段として中立的に捉えるのではない。実体的価値を生み出しその共有を実現する契機として、手続きそれ自体に積極的な意義を見出すのである³⁰⁾。

3. ソフト・ローの役割

第三に、いわゆるソフト・ローの役割に目を向けることが重要である。周知のように、ソフト・ローの概念には厳しい批判がある³¹⁾。しかし、EU 理事会の決議や宣言、欧州理

27) この名称は研究者だけでなく、環境相理事会自身も使用している。たとえば 2334 th Council meeting - Environment, Press Release: Brussels (08-03-2001), Press: 93, Nr: 6752/01 参照。

28) 以上は、Grimeaud, *ibid.*; J. MacCormick, *Environmental Policy in the European Union* (Palgrave, 2001), pp.80-81, 103-105; A. Lenschow, *Greening the European Union: An Introduction*, in *idem* (ed), *Environmental Policy Integration: Greening Sectoral Policies in Europe* (Earthscan, 2002)を参照。

29) Presidency Conclusions, Barcelona European Council, 15 and 16 March 2002, Part III, Environment, SN 100/02 ADD 1 参照。

30) 手続きそれ自体がもつ価値について Scott の優れた議論を参照せよ。J. Scott, 'Flexibility, "Proceduralization", and Environmental Governance in the EU', in G. de Búrca and J. Scott (eds), *Constitutional Change in the EU: From Uniformity to Flexibility?* (Hart Publishing, 2000), pp.274-279.

31) ソフト・ロー概念の概略的な解説として、D. Thuerer, 'Soft Law', in R. Bernhardt (ed), *Encyclopedia of Public International Law* (Elsevier, 1998)を参照。また EU 研究の文脈でそのプラス面とマイナス面を簡潔にバランス良く解説した論文として、M. Cini, 'From Soft Law to Hard Law?: Discretion and Rule-making in the Commission's State Aid Regime' (2000) *EUI Working Paper* RSC No.2000/35を参照。な

事会の議長総括、欧州委員会の勧告や行動計画、そして欧州司法裁判所法務官意見など、それらが示す義務の不履行が司法審査の対象とならず、それらの掲げる理念や原則が司法判断の根拠として参照されることも認められない多種・多様な公式文書を、EU は日常的に再生産してきた。規範の創出・共有過程に接近しようとするとき、この事実は些末な事象として無視できない。過程を問題とする以上法の多様な存在のあり方を考慮に入れねばならない。少なくともこの点において、ソフト・ローの概念は有益である。

上述の文書はもちろん基本条約や派生法、欧州司法裁判所判決と同じ意味において法であるとはいえない。しかし先行する法規範の制約を受けることのないたんなる政治ディスコースの器でもない。これらはハード・ローによって規定された手続きを経ており、先行する法に制約される。そこではルールや原則が示され、加盟国のみならず業界団体や市民一般に対しても一定の行為が勧告される。ハード・ローにより制度化された手続きを通じて生み出されるソフト・ローは、後の立法過程を制約する規範の文脈 (normative context) を創り上げる。たとえば持続可能な発展の理念 (EC 条約前文・6条) や性・人種・宗教・信条・障害・年齢・同性愛を理由とした差別の禁止 (EC 条約13条) などは、ソフト・ローによって積み上げられ、やがて条約に規定されるにいたった代表的な例である。またより広く EU 市民権 (EC 条約17条) や第二の柱の CFSP (EU 条約11条) なども、先行するソフト・ローの集積の上に築き上げられた制度である³²⁾。そこには次のような規範進化過程が見られる。いくつかの加盟国内または国際社会の一部では法的に認知されていても、EU の制度文脈ではいまだ「社会規範」にすぎなかったものが、ソフト・ローの形式を与えられることで「準法規範」としての地位を獲得し、EU 全体の共有途上の価値として公式に認知され、最終的には条約や派生法の形式を与えられ、「法規範」に結実するという過程である³³⁾。この過程の進行は共同行動領域ごとに異なった様相を見せる。換言すれば、個別争点領域 (issue-areas) ごとにソフト・ロー支配的なレジームとハード・ロー支配的なそれが共存する。これは三つの柱それぞれに関して一目瞭然であるし

お、国際関係論の研究文脈からソフト・ローの積極的な側面を吟味した優れた研究として、K. W. Abbott and D. Snidal, 'Hard and Soft Law in International Governance' (2000) 54 *International Organization* 421 も併せて参照のこと。

32) こうした研究の事例として、環境規範の進化について拙稿 'Norm Evolution in EC Environmental Law', *Constitutionalism Web-Papers* (ConWEB) No. 1/2002 <<http://les1.man.ac.uk/conweb/>> 参照。EC 条約13条は、M. Bell, *Equality and Diversity: Anti-discrimination Law after Amsterdam*, in J. Shaw (ed), *Social Law and Policy in an Evolving European Union* (Hart Publishing, 2000) 参照。市民権に関しては、A. Wiener, 'The Embedded Acquis Communautaire: Transmission Belt and Prism of New Governance', in K. Neunreither and A. Wiener (eds), *European Integration After Amsterdam: Institutional Dynamics and Prospects for Democracy* (Oxford University Press, 2000) の研究がある。

33) この点に着目した研究の一例として、J. Shaw and A. Wiener, 'The Paradox of the European Polity' (1999) *Harvard Jean Monnet Working Paper* No.10/99 <http://www.law.harvard.edu/programs/Jean-Monnet/papers/99/991001.html> を参照。

——ハード・ロー支配的な第一の柱とソフト・ロー依存的な第二、第三の柱——，第一の柱内部にも両者の共存が見られる——たとえばハード・ローに依拠した独禁政策とソフト・ローに頼った環境税など——。いずれにしろ，ソフト・ローからハード・ローへという進化過程が，共同行動領域ごとに異なるスピードで——たとえば環境やジェンダーなど——，しかし EU という場の総体規範文脈に規定されながら——基本権や法の支配など——恒常的に存在してきたという事実，これは看過できない³⁴⁾。

こうしたソフト・ローの使用は，通常の主権国家内法秩序では難しい。ソフト・ローの乱発は法の権威そのものを侵食してしまう。あるいは，正式の法でもなく司法が参照することもないため，立法過程も司法過程もないがしろにしてしまう。逆説的であるが，EU の非国家的構造——権力の水平的編成という側面——の存在こそが，ソフト・ローを媒介とした社会規範から法規範への進化という機構の存在に積極的な意味を与えている。EU という場におけるソフト・ローは加盟国に法的義務を与えない。ソフト・ローの形式で与えられる「義務」は加盟国自身の「自発的な」国家実行によって実現されるよりほかない。民主的欠陥が問題視される EU 派生法の立法過程と比較するかぎり，民主的統制を受けるより多くのチャンスが加盟国内には存在する。したがってソフト・ローを利用した執行権の独走（立法権と司法権の迂回）という危険は，少なくとも EU 法秩序のあり方それ自体に起因するものではない。また他方で，ソフト・ローが往々にして実をとともなわない政治レトリックに終始してしまいがちな国際機関との，明確な相違もある。EU の第一の柱には，ソフト・ローがやがてはあたかも連邦国家の法であるような「強い」法——直接効果や優位性という法原則が可能な法——に結実するという終着点も存在する。たとえばアムステルダム条約は司法内務協力（JHA：当時の第三の柱）の事項の一部を第一の柱に移行したが，この共同体化（communitarisation）は上記の進化過程の一例である。要するに EU という場には，ソフト・ローによる柔軟性とハード・ローによる確実性の双方を利用できる制度文脈が存在しているのである。これは，国家になろうとするがなりきれない EU ならではの制度文脈である。

4. 規範進化のアリーナ

以上が示唆するのは要約するに，1) 法秩序の編成に水平的な部分が残ることの意義を省察すべく，法によるコミュニケーションの役割に着目すること（法の多元主義）；2) 法

34) こうしたグラデーションに着目した論考として，I. Pernice, 'Multilevel Constitutionalism and the Treaty of Amsterdam: European Constitution-Making Revisited' (1999) 36 *Common Market Law Review* 703 および von Bogdandy, *ibid.* を参照。

秩序の「形」に関する目的論的発想を払拭して過程を重視するべく、手続きの制度や手続きを方向づける規範に目を向けること（過程指向の規範研究）；3）そして法の現象をできるだけ多様に捉えて規範の進化過程を追跡すること（ソフト・ローの役割）の三点である。これらは共通して、EU という場における規範の進化過程に焦点をあてる。これらの議論を土台に、EU を規範進化のアリーナとして理解することが可能だろう。以下本稿はIVにおいて、EU を規範進化のアリーナとして特徴づける概念枠組みを模索していくが、その前に若干の総論的な問題提起をしておきたい。

欧州統合は当初、欧州審議会（Council of Europe）の人権をベースとしたゆるやかな統合路線とは一線を画し、経済の一部門（石炭・鉄鋼）の管理をきわめて強固な形で統合するいわゆるモネ方式で出発した。その後（欧州防衛共同体の失敗やルクセンブルグの妥協など）いくつかの挫折はあったが、石炭・鉄鋼部門統合の成功を土台として、共同市場の建設を着実に進めていった。しかし、市場は社会システムに埋め込まれており、公式・非公式の制度の集積に支えられてはじめて機能する。市場の建設・育成を通じて、非市場指向の公共政策と衝突が生じるのは必然であった。しかしまさにこの点で、欧州統合が創り出してきた法の実践（legal practices）の場は、規範の進化という点で、他の国際レジームと比較して卓越したパフォーマンスを見せてきた。共同市場建設の名目のもと、市場での経済活動とは直接関係のない法規範の採択や、司法における積極的な解釈という法の実践を通じて、たとえば環境やジェンダーはすでに単一欧州議定書以前から積極的に扱われ、いまや主流の規範として位置づけられるにいたった（EC 条約6条による environmental mainstreaming と EC 条約3条2項による gender mainstreaming）。現段階では、基本権をベースとした統合に力点に移りつつあり——新規加盟のコペンハーゲン基準や EU 基本権憲章——、いよいよ欧州審議会方式との衝突——ルクセンブルグの裁判所とストラスブールの裁判所との対立——が予想されるまでになった。

欧州統合を進めたのは主要加盟国トップ政治エリートの強い政治意志だけではない。またその意志の発現によるビッグ・イベント——IGC での交渉・欧州理事会（サミット）での決定——だけでもない。トップ・エリートの選好にも影響を与えるような、日常的な法の実践の累積を通じた規範の漸進的変容過程³⁵⁾、これがたしかに EU には存在する。欧州統合がもたらした特異性を考察する際、規範進化のアリーナとしての EU の実績を見落とすことはできない。

上述のような EU の特異性を源泉とする深刻な正統性問題には、こうして、規範進化

35) この視角は、歴史制度主義によるものである。T. Christiansen and K. E. Jørgensen, *The Amsterdam Process: A Structurationist Perspective on EU Treaty Reform* (1999) *European Integration online Papers* (EIOP) Vol.3 <http://eiop.or.at/eiop/texte/1999-001a.htm> を参照。

のアリーナとしての EU の実績を対置させる必要がある。本節で提示した三つの観点は、EU の特異性を規範進化のアリーナという視角から考察するための、重要な立脚点を与えてくれる。このアリーナが、国民国家モデルによって制度的に彫琢されず、したがって市民の社会契約あるいは国家間の同意いずれかの極にその存在の根拠が純化されなくとも、その存在そのものが民主的に正統化されうる論理が成り立つかどうか。これが、ポスト・ナショナルな政体形成の可能性を探る際の、基本論点のひとつになる。

以上を視野に入れて EU を規範進化のアリーナとして特徴づける概念枠組みを検討するとき、上述のようにそれは国民国家モデルを相対化するものでなければならない。つまりその概念枠組みは規範の進化という現象を、国家モデルにより慣れ親しんだ組織形態——立法権・執行権・司法権それぞれの組織化のあり方——からいったんは切り離して省察するものでなければならない。そのため本稿が以下提示する記述の概念枠組みは、規範の進化とはそもそも何であるのか（規範進化という現象の内実）、またその現象はなにゆえ存在しうるのか（規範進化の発生根拠）という二つの基礎理論的な問いに接近するものである。この点で、社会構成主義（social constructivism）の存在論的前提に依拠し、規範進化の現象をディスコースの交換と集積に還元して理解する見方が有意義な視座となる。

IV. 法とディスコース：社会構成主義の観点から

1. 社会構成主義

EU を絶えざる変化の過程のうちにとらえ、規範進化のアリーナとしての有様を見出そうとするとき、存在論レベルでのある理解が前提となる。社会的世界（social world）とは共通の意味世界（a common meaning world）に他ならず、この意味世界は無数のディスコースの集積の中で絶えず（再）形成され続けているという前提である。いかなる社会的存在（social entities）の実体性をも拒否し、すべてを過程の相において見ようとするこのような存在論的前提は、社会構成主義の理論的文脈に位置づけられる。そこではたとえば民族も国家もまたそれらがもつべきと想定される利益も、見通すことのできない無数の人々の社会的相互作用を通じて形成されてきた共通の意味の塊である。換言すれば、どのような社会的存在も認識主観から独立した客観的な存在ではなく、相互主観的な構築物として見られる。

社会構成主義は、社会学の系譜につらなる一方で国際関係論の領域でも発展してきた³⁶⁾。

36) 国際関係論における社会構成主義の文献として A. Wendt, 'Anarchy is what States Make of it: The

それは、社会現象の対象構成を存在論の次元で吟味するもので、制度に埋め込まれた理念、価値、規範などを重視し、個別行為主体中心の合理主義的接近法に異を唱える。すなわち、加盟国政府や利益団体、企業、非営利団体などの行為主体による選好極大化志向の行為に影響を与える物的条件（経済情勢や経済力および調達可能な政治資源など）を重視する接近法に対して、その物的条件もまた社会的相互行為の集積を通じて構築された相互主観的な意味の産物であると想定し、まさにそうであるがゆえに同じく相互主観的な意味として社会的に構築され続けている理念、価値、規範などの影響を受けると推定し、それらの形成過程に焦点をあてるのである。このように理念、価値、規範が国際政治に及ぼす影響に着目するという点で、社会構成主義はまた国際法研究と国際関係論とを領域横断的に連結する役目も果たしてきた³⁷⁾。

このような存在論的前提は、対象を分析する理論の形成を方向づけるメタ理論であり³⁸⁾、したがってある現象を対象化する——つまり記述する——概念枠組みを構築する指導理念

Social Construction of Power Politics' (1992) 46 *International Organization* 391; N. Onuf, 'Constructivism: A User's Manual', in V. Kubálková, et al. (eds) *International Relations in a Constructed World* (M.E. Sharpe, 1992); J.T. Checkel, 'The Constructivist Turn in International Relations Theory' (1998) 50 *World Politics* 324; M. Finnemore and K. Sikkink, 'International Norm Dynamics and Political Change' (1998) 52 *International Organization* 887; T. Risse, "Let's Argue!": Communicative Action in World Politics' (2000) 54 *International Organization* 1 を参照。欧州統合研究におけるその先駆的な研究業績として T. Christiansen, K. E. Jørgensen and A. Wiener, 'The social construction of Europe' (1999) 6 *Journal of European Public Policy* 528 参照。social constructivism の語は、国際政治学あるいは関係論の分野ではそのままカタカナ表示される場合もあるが（石田淳「コンストラクティヴィズムの存在論とその分析射程」(2000)『国際政治』第124号）、「構成主義」といった訳語がよく見受けられる（鈴木基史『国際関係』（東京大学出版会，2000），197-200頁；大沼保昭「国際社会における法と政治」国際法学会編『日本と国際法の100年 第一巻』（三省堂，2001），5頁）。社会学の領域では、Constructionism の用語を用い、構築主義と訳す場合も見られる（平英美・中河伸俊編『構築主義の社会学：論争と議論のエスノグラフィー』（世界思想社，2000），13頁）。ただしこの流れを作り出している源の一つと考えられる Berger と Luckmann の *The Social Construction of Reality* は、日常世界の「構成」と訳されている（山口節郎訳『日常世界の構成：アイデンティティと社会の弁証法』（新曜社，1977年）。国際関係論の constructivism と社会学の constructionism の両者はいうまでもなく異なった研究文脈で彫琢されてきた接近法である。しかし基本にある研究姿勢に関しては、社会的存在物あるいは社会的存在者の客観性（あるいはより正確にわれわれの主観からの独立性）を問題視し、社会認識における相互主観性を重視し、社会的なるものの実体視を避け、それがまさに社会的に構築されていく過程に焦点を合わせようとする点で、軌を一にする。

37) 例えば A.C. Arend, *Legal Rules and International Society* (Oxford University Press, 1999); A.M. Slaughter, et al, 'International Law and International Relations Theory: A New Generation of Interdisciplinary Scholarship' (1998) 92 *American Journal of International Law* 367; S.J. Toope, 'Emerging Patterns of Governance and International law', in M. Byers (ed) *The Role of Law in International Politics* (Oxford University Press, 2000); J. Brunnée and S. J. Toope, 'Environmental Security and Freshwater Resources: Ecosystem Regime Building' (1997) 91 *American Journal of International Law* 26 などを参照。

38) このような理解の仕方について T. Risse and A. Wiener, 'Something rotten' and the social construction of social constructivism: a comment on comments' (1999) 6 *Journal of European Public Policy* 775, p.778 参照。

として見る事ができる。そこでは、利益やアイデンティティの相互主観性が強調され³⁹⁾、政治過程における理念、価値、規範、そしてこれらに関するディスコースの役割に光があてられる⁴⁰⁾。すなわち、日々の無数の社会的相互作用——その中核にディスコースの交換と集積があると見る——を通じた共通意味世界の生成という事態に、認識価値を示唆する。それゆえ、社会構成主義の視座からは、日常的な法と政治の実践による共有規範創造過程を捕捉する概念枠組みが必要とされる。この点、歴史制度主義⁴¹⁾との親和性が見られる。それはトップ政治エリートのリーダーシップや IGC およびサミットといったビック・イベントではなく、日々の制度実践の積み重ねを通じた漸進的規範変容過程に注目する接近法であるが、その対象構成は社会構成主義の存在論により根拠づけられよう。社会構成主義はしたがって、たんにある事実に光をあてるにとどまらず、ある事実——ここでは規範の進化過程の存在——の発生根拠を示唆するものである。規範進化のアリーナで何が生じているのかを把握しようとするとき、それは有益な視座を与えてくれる。

2. ディスコース

このような視座からすると、規範の進化とはまず何よりも規範にかかわる日々の無数のディスコースの積み重ねの結果として見られるべき現象である。EU が規範進化のアリーナであるということは、したがって、規範にかかわるディスコースを恒常的に再生産する制度の集積がそこに存在しているということである。ディスコースの集積を通じた規範の進化というこうした構図を描くとき、しかしあらゆるタイプのディスコースが等しく力を持つと見ることはできない。法がもつ‘ディスコースの力’ (the discursive power of law)⁴²⁾、これが EU の制度文脈では注目される。EU という規範進化のアリーナで生じるディスコースの交換・集積を把握しようとするには、法を核としてディスコースを類型化する必要がある。

39) 相互主観性を特に強調する社会構成主義の研究結果として、たとえば A. C. Arend, *ibid.*, pp.126-142 を参照。

40) 社会構成主義の観点からディスコースを主題とする研究例として T. Diez, ‘Speaking ‘Europe’: the politics of integration discourse’ (1999) 6 *Journal of European Public Policy* 598 参照。

41) Christiansen and Jørgensen, *ibid.* および K. Armstrong and S. Bulmer, *The Governance of the Single European Market* (Manchester University Press, 1998) を参照。

42) フーコー的観点から法のディスコースとしての力に注目した研究として A. Hunt and G. Wickham, *Foucault and Law: Towards a Sociology of Law as Governance* (Pluto Press, 1994); C. Muller-Hoff, ‘Representations of Refugee Women: Legal Discourse in Europe’ (2001) *Law, Social Justice & Global Development* (LGD) 2001(1) <http://elj.warwick.ac.uk/global/issue/2001-1/mullerhoff1.html> 参照。本稿はこれらの議論に触発されているが、フーコー的な観点よりもむしろ社会構成主義の存在論に依拠している。

法はその創造、施行、適用・解釈の過程で、規範にかかわるさまざまなディスコースを誘発していく。また同時に、個々の法のテキスト (legal texts) は、それ自体一種のディスコースでもある。前者は法をめぐるディスコース (the discourse around law)、後者は法それ自身のディスコース (the discourse of laws) と呼ぶことができるだろう。これらのディスコースは、それぞれ法的なものや政治的なものに二分できる。前者の法のディスコース (legal discourse) は、法的義務の設定あるいはその不履行特定のための規範解釈へと第一次的に方向づけられたディスコースである。対して後者の政治ディスコース (political discourse) は、利益／権力極大化を追求する偽装された規範志向をもつかもしれない。しかしそこには、規範創造をとともなり政策目標設定へと第一次的に方向づけられているという側面もたしかにある。政治ディスコースはそのようなディスコースとして、ある集団の基底的な社会規範や既存の法規範から構成される規範文脈によって制約される。さらに、両者を媒介するディスコースの存在も想定できる。基本条約や派生法のテキストには、政治・法双方のディスコースが交差している。これらは、政治ディスコースと法ディスコースを媒介するディスコースとして捉えられる。基本条約や派生法の個々の法テキストは、法ディスコースの場として、既存の他の EU 法、加盟国の国内法そして既存の国際条約などと (直接・間接に) 結びつきながら、司法審査の対象となりうる法的義務を加盟国に特定する。またそれらの法テキストは政治ディスコースが展開される場として、公共問題の集合的認識を示し、政策目標を設定し、勧奨的な形で統治原則を提示していく。こうした媒介的ディスコースは、国益の観点から自らの選好を実現しようとする加盟国間の妥協の産物という側面をもちながら、ある争点領域における共有規範を表現しているという部分ももつ。

以上の分類をもとに、EU という規範進化のアリーナにおけるディスコースの制度配置を次のように図式化できるだろう (表1)。この図式はまた、アリーナにおける規範の進化を跡づける際の参照枠組みにもなりうる⁴³⁾。

43) その研究の一例として、環境規範の進化過程を跡づけようとした拙稿 'Norm Evolution in EC Environmental Law', *ibid.* 参照。

表1 EUにおける規範ディスコースの制度配置

	政治ディスコース	媒介ディスコース	法ディスコース
法をめぐる ディスコース	(A) 欧州委員会共同行動計画 欧州理事会宣言 欧州理事会議長総括	(B) 欧州委員会警告書 (formal notice letters) 欧州司法裁判所訴訟参加人 (intervener) 意見書 EU 理事会決議	(C) 欧州委員会陳述書 (reasoned opinions) 欧州司法裁判所法務官意見書 EU 理事会共通の立場
法それ自身の ディスコース	(D) EU 基本権憲章 欧州議会宣言 欧州委員会勧告	(E) 基本条約 基本条約付属宣言 派生法 EC 締結の国際協定	(F) 欧州司法裁判所判決

この図式は、Aの法をめぐる政治ディスコース (the political discourse around law) を一方の極とし、Fの法それ自身の法ディスコース (the legal discourse of laws) を他方の極とする規範ディスコースの類型化である。これは、ソフト・ローの内実を明確にするのに役立つ。一般にソフト・ローと呼ばれるのはAとDの型の規範ディスコースである。が、前者は法をめぐるディスコースではあっても本質的には法それ自身ではない。対して後者は本質的にそれ自体法ではあるが法としての政治ディスコース (the political discourse of laws) である。したがってたとえばひとつの想定として、前者が規範創造の初期段階に適しているのに対して、後者はA・B・Cの型のディスコースにおいて打ち出され蓄積されてきた規範を、ハード・ローへと完成させる一步前の段階で定式化するのに使われやすい、といえる。EUにおける規範のディスコースは、こうして政治ディスコース支配的なものから法ディスコース支配的なものへのグラデーションをもつ。このうち、F型の場となる司法というディスコースの圏 (discursive sphere) には、特筆すべき点がある。それは過去蓄積され現在もかわされつづけている無数の法をめぐるディスコースあるいは法それ自身のディスコースを、ある一つの紛争において交差させるという意味において、ディスコースのウェブの結節点 (discursive nodal point)⁴⁴⁾ の役割を果たす。司法における規範のディスコースは、ある法共同体における共通意味世界の構築にとってまさに礎石である。

上述のように、社会構成主義は規範を内包した共通意味世界がディスコースを通じてもたらされると想定する。これは換言すれば、表1が示すそれぞれの型のディスコースがそれぞれの特性を発揮しながらも、それらの総体において——誘発するディスコースもされ

44) この概念については、T. Diez, *ibid.*, p.603, 608-610を参照。それによると、ディスコースに参加する者たちはそこでさまざまな事柄の意味をめぐる闘争を繰り広げるが、無数のディスコースが織り成すウェブをコントロールすることは誰にもできない、しかしそれら無数のディスコースが一つに交わる結節点は存在する。司法とはまさに法をめぐるまた法としてのディスコースの結節点として理解できるように思われる。

るディスコースもあわせて——EU としてのある何らかの共有認識枠組み（共通意味世界）が形成されてくる、という仮説的構図である。この構図は、ディスコースの集積があれば「必ず」共通意味世界が開示されるというのではない。その過程でいくつものコンフリクトが生じ、意味をめぐる闘争が展開する。この共有が上手くいかず、たとえば EC としての「環境」問題およびそれへの共同行動確立が停滞するという事態もある。共有が成功した規範に「ゆがみ」が見られることもある。しかし、かりにこの共有が生じるとしたら、それはディスコースの絶え間ない交換と集積によるほかはない。ディスコースの集積を通じてはじめて、ある争点領域における問題が定義され、その解決のために必要な行動へのコンセンサスが生じうる。このような意味において、この構図は規範進化の発生根拠を示唆するものである。

おわりに

こうして、法の多元主義を過程指向の規範研究に具体化し、ソフト・ローとハード・ローの相互作用を通じた規範文脈の形成を捕捉するための問いが、次のように立てられる。表1に類型化した6つのディスコースの間には、どのような相互作用がみられるか。それらのディスコースの絶え間ない交換と集積は、どのように構造づけられているか。またその構造においてディスコース圏への参入はどのように規制されているか。個々のディスコースはいかなる規範文脈によって方向づけられており、それらの集積は新たにどのような共通意味世界を創造するか。本稿が提示した記述の概念枠組みは、これらの問いに取り組むことを通じて、規範進化のアリーナの動態に対する理解を深めようとする⁴⁵⁾。こうした研究を通じて、EU が規範進化のアリーナとして欧州大の規範ディスコース圏の形成をもたらす可能性について問うこと、これが EU の特異性に対して本稿が提示したい研究方向である。これは次の問いでもある。個々の争点領域を律する規範とそれらを包摂する基本規範の形成において、EU が閉じたアリーナになってしまうかそれとも開いたアリーナとしてポスト・ナショナルな社会統合の形をもたらしていくか。また個別争点領域の規範を包摂する基本規範の生成は、国民国家の桎梏を解かれた立憲主義（constitutionalism beyond the nation-state⁴⁶⁾）なるものを現出せしめていくか。そしてこの脱国民国家の立憲主義に個々のディスコースの内実およびディスコースへの参加が規範づけられること

45) EC の環境統治を事例に、レジームとフレームという二つの概念をさらに加味して、これらの問いに接近しようとした研究として、拙稿「EC 環境レジームの形成と欧州司法裁判所の役割：社会構成主義（social constructivism）の観点から」『経済社会学会年報』第25号、2002年を参照。

46) Governance and constitutionalism beyond the nation-state を中心概念とした研究の蓄積として、ConWEB paper series <<http://les1.man.ac.uk/conweb/>> および *European Law Journal* 9:2(2003)、Spe-

が、EU という規範進化のアリーナの存在を正統化する根拠になりうるかどうか。これらは、多国籍市民共同体 (multinational civitas)⁴⁷⁾ における参加と討論を通じた民主主義 (deliberative democracy) という構図を指向した問いであり、また同時に規範進化のアリーナ・EU で中軸をなす法のディスコースが、脱国民国家の社会統合の推進という点でいかなる役割を果たしうるかを問題とする法・社会学的接近法 (a socio-legal approach) を志向したものである。

cial Issue on the Evolving Norms of Constitutionalism を参照のこと。

47) W. Wessels and U. Diedrichs, 'A New Kind of Legitimacy for a New Kind of Parliament: The Evolution of the European Parliament' (1997) *European Integration online Papers* (EIoP) Vol.1 (1997) <http://eiop.or.at/eiop/texte/1997-006a.htm>, p.8.